

さ情審査答申第222号
令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和4年3月29日付けで貴職から受けた、「・都ま区第1444号(見32)令和3年10月1日に頂いた行政情報開示決定書 この中に記載された推定工事費内訳の全て(以下「本件対象行政情報」という。)の開示をお願いします。仮こ線橋だけでなく仮トイレや仮駅舎も含む推定工事費内訳のすべてです。金額・項目等も含めた全てのページの開示をお願いします。」の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年1月25日付け都ま区第2191号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、①令和3年度の推定工事費内訳のうち、仮こ線橋新設撤去費及び事業費合計を除く全ての金額(以下「対象文章①」という。)、②令和4年度、令和5年度の推定工事費内訳のうち、仮こ線橋新設撤去費を除く全ての金額(以下「対象文章②」という。)の全部を開示するよう求めます。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおむね以下のとおりである。

実施機関が開示しない理由とした「さいたま市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第3号に該当。法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地立その他正当な利益を害するおそれがあるため。」は、同じ文章の仮こ線橋新設撤去では開示されています。同じ文章とは、本件処分の、名称が推定工事内訳に記載されている

仮こ線橋撤去の項目と、開示されなかった同じ推定工事内訳に記載されている仮駅舎新設撤去等のことを指しています。開示しない理由はありません。実施機関は条例の適用を誤っていると考えられます。

弁明書には都ま区第1444号令和3年10月1日行政情報開示決定（以下「都ま区第1444号の処分」という。）と本件処分が同一のものとして書かれています。

開示決定は開示請求に対して行われます。

本件処分では、仮こ線橋撤去の金額を令和2～令和5年まで開示しています。他の仮駅舎新設撤去など令和3年から令和5年を非開示にする理由は、処分庁の弁明書に記載されてる内容によれば、「当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。」と記載がある。

開示できる理由として、「各撤去に係る金額のみに着目した場合、協定相手方において仮こ線橋以外の撤去とまとめて発注する形式を採用することもあることから、仮こ線橋新設撤去費のみに限定された請求内容に対して開示した場合では、条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、開示したものである。」と書いてあります。

開示請求の内容を限定することにより、条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと処分庁は判断しています。

全ての開示を行うことが条例第7条第3号に該当し、情報を限定することにより開示できるなら開示請求を審査人が求める段階で処分庁から説明が行われるべきである。開示決定を出す前に説明を受ける時もあります。

条例第1条（目的）に明確に書かれています。

―抜粋―市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

同じ情報を、開示請求内容の限定により開示できることを説明しないのは条例第1条の目的に反しています。

私は審査請求に全ての開示を求めています。限定情報によって開示ができるなら仮こ線橋撤去の開示と同じように仮駅舎撤去と仮便所撤去の令和3年と令和4年の開示でも結構です。

この2つも開示できるはずである。

弁明書には、「各撤去に係る金額のみに着目した場合、協定相手方におい

て仮こ線橋以外の撤去とまとめて発注する形式を採用することもあることから、仮こ線橋新設撤去費のみに限定された請求内容に対して開示した場合では、条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、開示・・・。」と書かれている。

仮こ線橋撤去・仮駅舎撤去・仮便所撤去の3つの金額の開示をしても条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、開示できると考える。

撤去費用をまとめて発注する形式を採用することもあることからと言う曖昧な予測でも開示できることが弁明書に書かれているからだ

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和4年1月11日付けで、審査請求人より、本件対象行政情報について、行政情報開示請求書（以下、「本件開示請求」という。）が提出された。実施機関では、開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されているとおり、「推定工事費内訳」を特定し、令和4年1月25日付け、本件処分を行った。

特定した行政情報のうち、開示しない部分及び理由として、対象文章①及び対象文章②については、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると判断した。

令和4年度、令和5年度の財源内訳の全ての金額について、現時点で予算額が確定しておらず、意思決定に係る手続きの途上にある情報のうち、その内容が未成熟であり、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせる恐れがある情報であり、条例第7条第4号の、公にすることにより、不当に市民間に混乱を生じさせるおそれがある情報であると判断した。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「実施機関が開示しない理由とした「対象文章①」及び「対象文章②」は、同じ文章の仮こ線橋新設撤去では開示されています。開示しない理由はありません。実施機関は条例の適用を誤っていると考えられます。」と主張している。

審査請求人が同じ文章と主張している仮こ線橋新設撤去の文書は、令和3年9月17日に審査請求人から行政情報開示請求書（以下、「令和3年9月17日の開示請求」という。）が提出され、実施機関で都台区第1444

号の処分を行ったものである。その中で、「推定工事費内訳」を特定し、令和2年度から令和5年度の仮こ線橋新設撤去費を開示した。その他の項目については、開示請求に係る内容以外の情報であるため、白塗りした。

令和3年9月17日の開示請求から本件開示請求に至った経緯については、審査請求人より電話で「仮こ線橋に係る工事費及び撤去費を教えてください」と問い合わせがあり、調査を行ったところ、「推定工事費内訳」の存在を確認したため、別途行政情報開示請求書を提出するよう求めたものである。

なお、令和4年度、令和5年度分の仮こ線橋新設撤去費については、協定相手方との年度協定を締結していないこと、協定相手方による工事発注前であるため、他の項目別の金額と同様に不開示情報となり得るが、各撤去に係る金額のみに着目した場合、協定相手方において仮こ線橋以外の撤去とまとめて発注する形式を採用することもあることから、仮こ線橋新設撤去費のみに限定された請求内容に対して開示した場合は、条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、開示したものである。

次に、本件処分の、請求から開示の実施に至った経緯については、令和3年9月17日の開示請求の開示を実施した後、その開示文書において白塗りした項目等の全てを開示することを求める本件開示請求がされたものである。

令和3年度の推定工事費について、協定相手方との年度協定は締結しているが、現時点で未発注分及び翌年度への繰越分があることから、入札公告前に本件行政情報が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知ることとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。なお、当該行政情報の構成上、発注済分と未発注分を区別することはできない。

また、令和4年度、令和5年度の推定工事費について、協定相手方による工事発注手続き及び工事発注形式が未定であり、年度協定を締結していないため年度別の各金額は確定しておらず、入札公告前に本件行政情報が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知ることとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。

前述のとおり、都ま区第1444号の処分及び本件処分で特定した行政情報は同一のものであるが、令和3年9月17日の開示請求に係る開示文

書の内容は限定的で、その項目のみを開示しても条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、開示したものである。

しかしながら、本件処分において仮こ線橋新設撤去費以外を不開示としたのは、七里駅舎改修事業に係る令和3年度から令和5年度の推定工事費を全て開示した場合、条例第7条第3号に規定する、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年1月11日に開示請求を行った「・都ま区第1444号（見32）令和3年10月1日に頂いた行政情報開示決定書 この中に記載された推定工事費内訳の全て」である。

実施機関は、本件対象行政情報として「推定工事費内訳」を特定し、条例第7条第3号及び第4号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、対象文章①及び対象文章②の不開示部分の開示を求めるとして審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

本件対象行政情報である「推定工事費内訳」は、実施機関が事業を推進している「七里駅舎改修事業（以下「本事業」という。）」を計画的に整備するために、実施機関と本事業の工事（以下「本件工事」という。）に関する施行協定を締結している東武鉄道株式会社（以下「協定相手方」という。）との合意の上、本件工事費を、項目別及び年度別に記載している文書である。

実施機関の説明によると、本件工事は、協定相手方が工事発注手続き及び工事発注形式を決定して進めているとのことである。したがって、協定相手方が執行する入札の公告前に、推定工事費内訳の各項目が開示され、その情報が入札の参加希望者の知ることとなった場合、公正な競争による適正な金額での契約が困難となり、協定相手方の事業活動が損なわれるおそれがある。

よって、実施機関が、対象文章①及び対象文章②について、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

なお、審査請求人は、過去に仮こ線橋新設撤去費が開示された事実があるので、他の項目の費用も同様に開示されるべきと主張しているが、それらを開示すると本件工事費の全容を容易に推測させることになるため、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年 3月 29日	諮問の受理（諮問第568号）
②	令和 4年 5月 19日	審議
③	令和 4年 6月 16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年 8月 4日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)